

3 パパも取得できる！育児休業制度

仕事も子育てもどちらも充実させたい、そんな価値観をもつパパたちが増えています。育児休業や育児との両立支援制度など、子育てを後押しする仕組みや制度も拡充されており、活用しやすい環境づくりも進んでいます。次世代を担う子どもたちを安心して生み育てるための環境を整えるだけでなく、男性の育児を支援するための制度がありますので、ぜひ知っておきましょう。

Q1. 育休ってパパも取れるの？

パパ休暇（パパが2回育児休業を取得できます）

育児休業の取得は原則1回ですが、ママの出産後8週間以内の産後休業の期間内に、パパが育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度、パパが育児休業を取得できます。



Q2. 育児休業を夫婦で取るとお得？

パパ・ママ育休プラス（育児休業期間が延長されます）

両親がともに育児休業を取得する場合、以下の要件を満たすときは、原則子が1歳までの休業可能期間が、子が1歳2か月に達するまで延長されます。

- ①配偶者が子が1歳に達するまでに育児休業を取得していること
- ②本人（パパ又はママ）の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ③本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること

Q3. 休んでいる間のお金ってどうなるの？

賃金が支払われるかどうかは、会社の規定によります。（法律では、賃金の支払いは義務付けられていません。）

一定の要件を満たせば、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の保険料の免除だけでなく、休業前の賃金等の一定割合を支給する「育児休業給付金」制度があります。ママもパパも同様ですので、詳しくはP.4を確認しましょう。

Q4. パパが利用できる両立支援制度ってあるの？

ママと同様、子の看護休暇制度や、短時間勤務等の措置、時間外労働の制限など、仕事との両立支援制度があります。詳しくはP.5を確認しましょう。